

報告第12号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年11月29日

北本市長 現王園 孝 昭

専 決 処 分 書

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年9月22日

北本市長 現王園 孝 昭

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

〔平成29年9月22日
条例第21号〕

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和42年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第113条の2第3項」を「第113条の3第3項」に改める。

第5条中「第88条」を「第87条の5第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年9月25日から施行する。